特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板野町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

板野町長

公表日

令和4年3月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを	E取り扱う事務				
①事務の名称	健康増進事業に関する事務				
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康相談、健康教育、訪問指導、各種健(検)診等、住民の健康増進に関する事務を行う。特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①健康診査(各種検診)受診者把握 ②健診実施に伴う事務 ③健診結果管理 ④事後指導・相談 ⑤各種健康教育 ⑥保健指導が必要と認められる者及びその家族等の訪問指導の実施				
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)				
2. 特定個人情報ファイル名					
健康管理ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第76項並びに内閣府・総務省令第54条				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	健康増進法				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	福祉保健課				
②所属長の役職名	福祉保健課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・語	T正·利用停止請求				
請求先	〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2 板野町役場総務課				
8. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ				

〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2 板野町役場総務課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			31年4月1日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)	500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり 2)	発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

とさい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	種類				
[基礎	項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 ている。	機関について	ま、それぞれ重点 耳	頁目評価:	書又は全項目記	平価書において、リスク対	策の詳細が記載され
2. 特定個人情報の入手(情	報提供ネット	ワークシステムを	を通じた。	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託	ŧ			[C]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提	供ネットワークシス	テムを通	じた提供を除く	。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの接続	売		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消	去					
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[〇]自己	 点検	[O]	内部監査	[] 外部監	查
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分	に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ ⁻ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日		平成27年6月9日	平成28年11月1日	事後	INCENTION OF STREET
亚盘00年0日1日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人	平成27年5月1日	平成28年11月1日	 事後	
	数 いつ時点の計数か ILしきい値判断項目2. 取扱人				
平成28年9月1日	数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日	平成28年11月1日	事後 ————————————————————————————————————	
平成29年4月1日		福祉保健課長 佐藤芳子	福祉保健課長高橋三恵	事後 ————————————————————————————————————	
平成29年7月1日	公表日	平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日		健康増進法に基づき、健康相談、訪問指導、各種健(検)診等、住民の健康増進に関する事務を行う。特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①健康診査(各種検診)受診者把握②健診実施に伴う事務 ③健診結果管理 ④事後指導・相談 ⑤療養上の保健指導が必要と認められる者及びその家族等の訪問指導の実施	健康増進法に基づき、健康相談、健康教育、訪問指導、各種健(検)診等、住民の健康増進に関する事務を行う。特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①健康診査(各種検診)受診者把握 ②健診実施に伴う事務 ③健診結果管理 ④事後指導・相談 ⑤各種健康教育 ⑥保健指導が必要と認められる者及びその家族等の訪問指導の実施	事後	
	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人 数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱人 数 いつ時点の計数か	平成28年11月1日	平成29年7月1日	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	平成30年6月18日	平成31年4月1日	事後	
△和1年6日01日	Ⅱしきい値判断項目 2. いつ時点の計数か	平成30年6月18日	平成31年4月1日	事後	
	Ⅳ リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更によるもの
令和4年3月8日	②実施の有無	未定	実施する	事前	
令和4年3月8日	③法令上のj根拠	(なし)	健康増進法	事前	